

伊奈町内循環バス運行業務委託候補者選定プロポーザル実施要領

1. 趣旨及び目的

伊奈町では、交通空白地域の解消及び高齢者や子ども等で交通手段を持たない人の足の確保と公共施設の利便性を図ることを目的として、町内循環バスを運行している。

この伊奈町内循環バス運行業務委託候補者選定プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、平成31年11月からの運行業務に係る委託候補者の選定にあたり、業務を円滑に実施するため、また、今後の運行における町民満足度向上策や費用対効果の高い運行手法を一緒に考えるパートナーとして最も優秀な提案をする者を、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

伊奈町内循環バス運行業務

(2) 業務内容

別紙「伊奈町内循環バス運行業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

平成31年11月2日から平成38年11月1日の7年間

※履行期間は7年間で予定しているが、委託契約は毎年度締結することとし、平成32年度以降については、当該契約年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、毎年度協議を行い、特段の事情がない場合は、履行期間の平成38年11月1日まで単年度の契約を繰り返すものとする。

(4) 委託金額の上限

238,871,000円（税込）

※本業務の契約に係る上限額とする。なお、これを超えた提案は失格とする。

※平成31年11月2日から平成38年11月1日までの各年度の運行経費の総額をそれぞれ算出すること。なお、車両及び付帯設備を購入した場合の減価償却期間は7年間で標準とする。

3. 選定委員会

本業務の審査は、伊奈町内循環バス運行業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 伊奈町暴力団排除条例（平成24年伊奈町条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること、または、運行開始前までに、同法第4条第1項の規定する許可をとる意思が明確であること。
- (6) 伊奈町役場庁舎を基点に半径10km以内に本社、支店または営業所を有していること。または、運行開始前までに本社、支店または営業所を有することが確実であること。

5. 選定スケジュール

(1) 募集開始

平成30年6月5日（火）

(2) プロポーザル参加申請書の提出期限

平成30年6月15日（金）17時まで（必着）

(3) 質問書の提出期限

平成30年6月15日（金）17時まで（必着）

(4) 質問書への回答予定日

平成30年6月22日（金）

(5) 企画提案書等の提出期限

平成30年7月4日（水）17時まで（必着）

(6) 選定委員会（プレゼンテーション）

平成30年8月上旬

(7) 結果の通知

平成30年8月中旬

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

6. 要領等の配布

実施要領、仕様書、様式等の配布方法は、町ホームページに掲載する。

7. プロポーザル参加申請の方法

このプロポーザルに参加しようとする者は、参加申請書（様式第1号）を提出すること。その際、次に掲げる書類を添付すること。

- ・登記簿謄本（法人）【写可。発行後3か月以内のもの】
- ・直近1年の国税（税務様式その3の3）及び市町村税の納税証明書（法人）
【写可。発行後3か月以内のもの】
- ・印鑑証明書（法人）【写可。発行後3か月以内のもの】
- ・直近の決算時の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）【写】
- ・道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し（ない場合には、運行開始までに許可を受けることの誓約書。様式自由）

- (1) 提出期限 平成30年6月15日（金）午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町生活安全課交通防犯係（伊奈町役場東庁舎2階）
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- (5) 提出先：〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

伊奈町生活安全課交通防犯係

8. プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加を辞退する場合は辞退届（様式第2号）により行うものとする。

9. 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式第3号）を提出する。なお、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

- (1) 提出期限 平成30年6月15日（金）午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町生活安全課交通防犯係
- (3) 提出方法 メール又はファックスでの提出とする。

※送信後、必ず電話にて確認すること。

- (4) 回答方法 参加申請者全員に対し、メールにて回答する。

(5) 回答予定日 平成30年6月22日(金)

10. 企画提案書の提出

企画提案書は以下に示す期限までに提出すること。

(1) 提出期限 平成30年7月4日(水)午後5時まで【必着】

(2) 提出先 伊奈町生活安全課交通防犯係(伊奈町役場東庁舎2階)

(3) 提出部数 各13部(見積書以外は様式自由、ただし様式サイズはA4とする。)

(4) 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

11. 企画提案書の記載内容

企画提案書には、次の内容を記載すること。

(1) 運行業務に対する実施力について

①従業員数、車両保有台数、車両の保有状況(自己所有・リースの別)、営業所等の保有状況(自己所有・賃貸の別)等について

②事業実施に対する取り組み姿勢及び経営理念について

③運行開始までの業務スケジュール及び資金計画

④乗合事業、コミュニティバス(他自治体を含む)及び類似事業の運行実績

(2) 運行の安全性について

①運行管理体制及び運転等に従事する人員体制について

②車両の点検・整備、予備車両の確保について

③運転手への運転技術向上研修・健康管理体制について

④事故や災害緊急時の体制確保

(緊急時対応マニュアルの有無、緊急時の連絡体制、交代運転手及び予備車両の確保、事故時の損害賠償について)

⑤過去2年間の国土交通省による処分・重大事故の発生状況

(3) 利用者への対応について

①運転手への接客研修や教育体制

②利用者等からの苦情処理対応

③高齢者、障がい者、子どもなど弱者への配慮、取り組み姿勢

④北循環・南循環の乗継者の対応及び管理体制について

(4) 使用車両について

- ①運行に利用するバス車両規格（車種）
- ②環境対策への取り組み
- ③バリアフリー対策への取り組み
- (5) 官民連携（パートナー）の強化
 - ①更なる利用者増加・利便性向上策の提案
 - ②運賃収入以外での財源確保手法の提案
 - ③町主催イベント等に対する連携姿勢
 - ④路線、ダイヤ等の見直しを行う際の協力体制

(6) 運行経費について

伊奈町内循環バス運行業務見積書（様式第4号）を提出すること。

12. 選定等

(1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを踏まえ、提出書類を総合的に審査し、選定委員会の委員による採点を行い、委託候補者を選定する。

- ①選定委員は、次の「(5)選定基準」により評価を行い、評価点数の合計が最も高い企画提案者を委託候補者として選定する。
- ②得点が2者以上の同点となったときは、再度、選定委員の合議により、委託候補者を選定するものとする。
- ③企画提案者が1社の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に、委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施日

平成30年8月上旬

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

(3) 時間配分

各事業者の持ち時間はプレゼンテーションの時間を20分以内、質疑応答の時間を20分程度とする。

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明すること。

※プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に生活安全課に連絡すること。

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(4) 出席者

選定委員会に出席できる者は自社の社員3人以内とする。

(5) 審査基準

選考にあたっては、提出された財務諸表及び企画提案書により、別に定める「伊奈町内循環バス運行業務委託候補者選定要領」に基づき評価する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知する。

※通知予定日：平成30年8月中旬

1 3. 企画提案書等の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効または失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プロポーザルに参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 参加資格要件を満たさない場合
- (6) 見積額について「2. 業務概要 (4) 委託金額の上限」を超える提案がされた場合

1 4. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書にて提案した内容が、必ずしも運行内容となるわけではなく、町と協議のうえ、これを定める。
- (6) 電子メールの通信事故及び郵便事故等について、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 5. 問い合わせ先

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

伊奈町生活安全課交通防犯係

TEL：048-721-2111

FAX : 0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 3 6

Email : kotsubouhan@town.saitama-ina.lg.jp